

自衛隊の本質について考える

自衛隊の本来の任務

☆自衛隊といえば「災害救助活動」と多くの人が考えるかもしれませんが、自衛隊の本来の任務は災害救助ではなく、「防衛活動」です。

肥大化する自衛隊

☆自衛隊は、約二十三万人の常備自衛官と、戦車・護衛艦・戦闘機などを持ち、「対米従属の軍隊」と言っても過言ではありません。ここまでの過剰な人員や装備が果たして本当に必要なのでしょうか。

☆二〇一九年世界の国別軍事力ランキングで、日本の自衛隊が八位から六位に順位を上げました。これは、安倍政権がこれまでの専守防衛の原則を事実上破棄し、積極防衛に転じた証左であり、軍事大国化に対する国際社会からの批判を謙虚に受け止めるなければなりません。

自衛隊の過剰な広報活動を検証する

☆一九九七年十二月、浜松市立瑞穂小学校の創立二十周年記念式典で、航空自衛隊浜松基地の中部航空音楽隊による記念演奏が予定されていました。

しかし、「違憲である自衛隊の演奏が公教育の場で行われるのは許されない」として、当会を中心とする複数の市民団体や個人から中止を求める申し入れがあり、最終的には演奏者を変更するという結果になりました。

(静岡新聞1997年12月7日(日)朝刊)

☆ここ数年、毎年秋に開催される「エア・フェスタはままつ」の中止を求めて、当会は地元平和二団体とともに申し入れを行って来ましたが、航空自衛隊浜松基地は全く聞く耳を持ちません。

☆ブルー・インパルスによる危険極まりない曲技飛行をはじめ、子どもたちに制服を着させたり、実際の武器や戦闘機に直接触れさせる行き過ぎた広報活動について、今一度冷静に考えなければなりません。

自衛隊の位置付けについて考える

☆夏の参院選で、二〇二〇年の憲法改正をめざす安倍首相は、七月四日に福島市内で第一声を上げ、「私たちは憲法に自衛隊を明記することを公約に掲げています」と訴えました。

自衛隊を明記する憲法九条の改正は、今ある自衛隊を「ただ憲法に明記するだけ」で済むものではなく、自衛隊の権能や任務、国民の権利や自由、日本の安全保障、世界の秩序と安全など、様々な要素に変更を及ぼす重大な問題であることを理解しなくてはなりません。

二〇一九年十二月八日(日)護憲平和行進(通算634回目)
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

日本国憲法・第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。